

## ○埋蔵文化財の取扱について

昭和二十六年九月二十五日 文委保第七一号

文化財保護委員会事務局長から 各都道府県教育委員会へ

文書にて送達

(沿革) 平成二十二年二月二日庁保記第八四号

埋蔵文化財に関しては、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号、以下「法」という。）第五十七条から第六十五条までの規定があり、これらの適用については、必要のつどお知らせしてきたのでありますが、今回この運用の基本方針を中心に埋蔵文化財の取扱に関し下記のように取りまとめましたので、御了知のうえ、埋蔵文化財の取扱を適法かつ円滑ならしめるため御協力願います。

なお、埋蔵文化財については、遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の適用があり、埋蔵文化財の取扱上この関係においては、警察関係機関と密接な連絡を保つことが必要でありますので、とくに御留意願います。

（この取扱に関しては、国家地方警察本部と打合済であります。）

## 記

一 史跡に指定又は仮指定された土地以外の土地において埋蔵文化財の発掘をしようとするときは、文化財保護委員会に届け出なければならぬこと（ただし史跡に指定または仮指定された土地においてこれをしようとするときは、現状変更として文化財保護委員会の許可を受けなければならぬ。）（法第五十七条第一項および第八十条第一項）

この届出は、発掘しようとする日の二十日前までに埋蔵文化財発掘届出書規則（昭和二十五年文化財保護委員会規則第四号）による届出書により、（許可の申請は、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号による申請書により）、都道府県の教育委員会（以下「教育委員会」という。）を経由して行うこと。

二 文化財保護委員会は、埋蔵文化財の保護上とくに必要があると認めるときは、届出にかかる発掘に関し必要な指示をし、または発掘の禁止、停止もしくは中止を命ずることができる（許可の場合は、許可の条件として必要な指示をし、これに従わなかつた場合は、発掘（現状変更）を停止し、または許可を取り消すことができる。）のであり、教育委員会においてこれに該当する事例があるときは、すみやかにそのむねを通知されたいこと。（法第五十七条第二項および第八十条第二項）

三 発掘により埋蔵文化財を発見したときは、埋蔵物としてこれを警察官署に差し出さなければならぬ（法第六十五条及び遺失物法第一条第一項）。（偶然に発見した場合ももちろん同様である。）

ただし、発掘により発見された埋蔵文化財または偶然に発見された埋蔵文化財がきわめて多量もしくは重いものである場合またはこれらにき損もしくは混ごうするおそれが多い場合、学術的な整理研究上必要である場合など警察官署に差し出すことが困難であり、またははなはだしく保存上支障があるときは、発掘担当者または発見者が警察官署に対し発見届をし、これをもつて警察官署への差出としての便宜の取扱を受けることができる。この場合には、教育委員会において発掘担当者を指導し、かつ、所轄警察署長と密接な連絡を保つよう留意されたいこと。

四 埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、ただちにこれを教育委員会を経由して文化財保護委員会に提出しなければならぬ。（所有者が判明している場合を除く。この場合は、遺失物法第一条第二項の規定により、所有者に返還する必要があるので文化財保護委員会には提出しない。）（法第六十条）

ただし、前項但書により、発見届出をもつて警察官署への差出として取り扱う場合には、教育委員会において、発見の現場において立会のおえで、所轄警察署長から引渡を受け、これをもつて便宜上述の文化財保護委員会の提出として取り扱うこととする。

物件の提出（本項但書による引渡を含む。以下同じ。）のさい、警察

署長は、別記一のような埋蔵文化財提出書を添えることになつてゐる。教育委員会においては、提出を受けたときは、物件と引換に当該物件を明細にした受領証を警察署長に対し交付されたい。

五 提出された物件について、文化財保護委員会は、鑑査し、その結果これを文化財と認めるときは、そのむねを警察署長に通知し、文化財でないとは認めるときは、そのむねを警察署長に通知し、文化財でないとは認めるときは、これを警察署長に差し戻さなければならぬ。(法第六十一条)

提出された物件は、ただちにこれを当委員会に送付することなく、教育委員会においてこれがいちおう文化財と認められるときは、そのむねを警察署長に通知し、かつ、これを保管されるとともに、次の書類を当委員会に提出されたい。

- 1 警察署長から受けた埋蔵文化財提出書(教育委員会には写を保管すること。)
- 2 所有者が判明しなかつた場合に当該埋蔵文化財の国庫帰属が確定するが、そのさいにおける現品の処置(後述七の(4))に関する意見その他必要と考へる事項を記載した書類
- 3 発掘者の提出した報告書(現品の名称・数量・説明などを記載し、重要と思はれるものについては実測図・拓本・写真などを添付するものとする。)

(なお、偶然に発見された埋蔵文化財の提出を受けた場合には、報告書は、教育委員会において作成されたい。)

この報告書により、当委員会において調査し、必要があると認めるときは、更に实地につき調査の上、適当な指示をし、又は措置をとることとなる。なお、偶然に発見されたもの場合、教育委員会において、文化財と認められるか否かにつき疑義のあるときは、資料添附の上すみやかに当委員会に照会されたい。

六 提出された物件は、前項により一応教育委員会に保管願うのである

が、三の項但書の場合その他教育委員会において学術上の分類、整理等のための必要性を認め発掘者(偶然の発見の場合は、発見者)に一時保管させることを適当と判断した場合には、これらの者をして、その関係する官公署、学校、博物館、図書館、研究所等又は発掘地の適切な場所において、暫時保管させることはさしつかえないものであること。その際には、このような取扱は、学術研究上特に便宜の措置をとつたものであり、教育委員会に代つて保管するのである旨を承知せしめ、従つて当該文化財をき損、滅失するようなく、現状において嚴重な注意の下に管理保存するよう注意を与え、且つ、別紙二の様式による埋蔵文化財保管証を提出させ、その写を当委員会に提出されたい。

七 (1) 三の項により埋蔵物として物件の差出を受けた場合、その物件の所有者が知れないときは、警察署長は、遺失物法第一条第二項の規定により公告をする。

(2) 公告後六ヶ月内に所有者が判明し、その所有者から、警察署長に対し、当該文化財の返還の請求があつたときは、警察署長から連絡があるから、教育委員会においては、四の項により交付した受領証と引きかえにこれを当該警察署長に引き渡し、且つ、その旨を当委員会に連絡せられたい。(法第六十二条)

(ちなみに、所有者の出ることは、通常の考古資料たる埋蔵文化財に關しては、殆ど皆無である。)

(3) 公告後六ヶ月内に所有者が判明しないときは、そのものの所有権は国庫に帰属する。この場合には、文化財保護委員会から当該文化財の発見者及び発見された土地の所有者にその旨が通知され、且つ、これらの者に折半して報償金が支給されることになる。(法第六十三条、民法第二百四十一条)

(4) 国庫に帰属した文化財のうち、その保存のため、又はその効力から見て国が保有する必要があるものは、報償金にかえこれを発見者又は発見された土地の所有者に譲与することができ、又は申

請に基き、発見された土地を管轄する地方公共団体に譲渡することができ、(法第六十四条) 国が保有するか、或はこれらに譲与又は譲渡するかは、当該文化財を国に保有すべき必要性を検討し、関係教育委員会、発掘関係者、地元市町村等の希望、意見、当該文化財の性質等を考慮して、決定の上教育委員会に連絡して措置することとする。

なお、発見の日から七日内に警察官署に差出(又は届出)をしない者は、報償金の支給又は当該文化財の譲与を受ける権利を失うことになつてゐる(法第六十五条、遺失物法第九条) から発掘終了後七日以内に差出(届出)を行うこと。

八 なお、埋蔵文化財発掘の届出があつた場合当委員会において、禁止命令等の措置をとる必要を認めないものに対しては、そのつど発掘者宛におおむね別記三のように指示することとする。その際教育委員会にはその旨通知するがこの指示は緊急を要する場合が多く、又劃一的なものであるから、直接本人に送付することとするから了承されたい。

九 法第五十七条第一項の規定に違反して、発掘の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千円以下、同条第二項の規定に違反して、発掘の禁止又は停止若しくは中止の命令に従わなかつた者は、五千円以下、史跡の指定又は仮指定区域内の発掘に関し、法第八十条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないでこれを行い、又はその発掘の停止の命令に従わなかつた者は、二万五千円以下の、それぞれ過料に処せられること。(法第九十四条第四号、第一百一十一条第二号、第五号)

別記一

埋蔵文化財提出書

物件の名称(種別)	数量	発見者の住所、職業、氏名、生年月日	発見した土地又は家屋等の所有者の住所職業氏名生年月日	発見の年月日時	発見の場所	発見の原因	発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日	備考
右物件を文化財保護法第五十八条の規定に基づき埋蔵文化財と認められるので現品を添えて提出する。								
昭和 年 月 日								
文化財保護委員会殿								
〇〇警察署長								

埋蔵文化財保管証
埋蔵文化財の名称及び数量
発見の年月日
発見者及び 発掘担当者 (又は発見者)
保管の場所
保管の方法
保管責任者の氏名、住所及び職業
右により、埋蔵文化財を○○○○(発掘者たる学校等又は発見者)の負担において、貴教育委員会より指示のある迄当分の間責任をもつて保管致します。
平成 年 月 日
保管者 住所 (代表者) 署名
○○都道府県教育委員会殿

別記三

埋蔵文化財の発掘について

昭和 年 月 日付で貴殿より届出のあつた○○○○の発掘にさいしては、文化財保護法の趣旨を尊重され、左記のことを御了承のうえ、慎重に御実施下さい。(なお、この指示については、○○都道府県教育委員会に連絡済みであります。)

記

1 発掘により埋蔵文化財を発見したときは、とりあえずその名称・数量・説明などを記載し、重要と思われるものについては実測図・拓本・写真

などを添付した報告書を都道府県の教育委員会を経て文化財保護委員会に提出すること。

2 発掘完了後は、なるべくすみやかに、その調査報告書を提出すること。

3 埋蔵文化財を発見したときは、遺失物法第一条第一項の規定により、発掘終了後七日以内に警察官署にこれを差し出さなければならぬのであるが、発見した埋蔵文化財がきわめて多量もしくは重いものである場合またはこれらがき損もしくは混ごうするおそれが多い場合、学術的な整理研究上必要である場合など警察官署に差し出すことが困難であり、またはなほだしく保存上支障があるときは、警察官署への発掘届出をもつて便宜差し出したものとしての取扱を受けることができるから、いちおう事前に所轄警察官署および都道府県の教育委員会と密接に連絡しておく、警察署長に発見の届出を行うこと。

4 通常その埋蔵文化財は、発見の現場で警察署長から都道府県の教育委員会に引き渡されその保管に入るのであるが、同教育委員会において、学術上の分類・整理などのため必要を認めた場合には、発掘者は、その負担と責任において、その関係する官公署・学校・博物館・図書館・研究所などまたは発掘地の適切な場所、これを一時保管することができ、この場合には、保管責任者を定め、別記の様式による保管証を都道府県の教育委員会に提出すること。なお、これは、学術研究上とくに認められた便宜の措置であるから嚴重な注意の下に保管すること。

5 埋蔵文化財は、発見届出を受けたさい、所轄警察署長が公告をし、六ヶ月内に所有者が判明しないときは、その所有権は、国庫に帰属する。この場合発見者と発見された土地の所有者に折半して報償金が支給される。また、その保存のため、または効用から見て国に保有する必要のないものは、報償金にかえ、これを現場でこれらの者に譲与することもある。場合によつては、発見された土地を管轄する地方公共団体に譲渡することもある。

(別記は通達の別記二 埋蔵文化財保管証に同じ)